

ストレスチェックの導入には 産保センター (※) をご利用ください

※ 産業保健総合支援センター（産保センター）は、厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構が各都道府県に設置、運営しています。事業場のメンタルヘルス対策等の取組に対して、各種支援サービスを 無料で提供します。

ストレスチェックの「取り組み方が分からず」とき

- ・ストレスチェックはどこに頼めばいい？（健康診断の委託先？専門業者？）
- ・事業者の方針表明や、実務責任者、担当者の設定はどうする？
- ・プライバシーの保護はどうする？
- ・安全衛生委員会における審議は？
- ・高ストレス者に対する医師の面接指導の実施体制はどうする？
- ・メンタルヘルスの相談体制の整備はどうする？
- ・ストレスチェック結果の集団分析・職場環境改善のやり方は？等



産保センターが提供する 無料の メンタルヘルス対策の個別訪問支援 が有効です



メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が貴事業場を訪問し、事業場の状況に応じたストレスチェックの導入について、具体的なアドバイスを行うほか、メンタルヘルス対策の構築をトータルで支援します。

申込先：宮城産保センター 電話：022-267-4229

お申込の際、監督署からの利用勧奨があった場合は、その旨お伝えください。

オンラインでも申込可能です。



宮城労働局・労働基準監督署

(R7.3)